

令和 8 年度第 1 回岐阜県入札監視委員会 議事要旨

1. 日時：令和 8 年 7 月 28 日（火） 13：30～15：20

2. 場所：岐阜県水産会館 1 階 大会議室

3. 出席者

（委員）

大野 正博 氏	（朝日大学法学部教授）
井上 幸代 氏	（税理士）
鷺見 進 氏	（岐阜新聞社 統合編集局長）
筒井 和浩 氏	（日本労働組合総連合会岐阜県連合会会長）
長屋 裕司 氏	（弁護士）
廣岡 佳弥子 氏	（国立大学法人東海国立大学機構岐阜大学准教授）
山田 麻里 氏	（岐阜家庭裁判所家事調停委員）
渡部 圭 氏	（中日新聞岐阜支社長）

4. 議題

（1）県発注建設工事、資格停止の運用状況等について

（2）抽出事案に関する説明・審議

- ・公共 道路橋りょう災害復旧費（債務）（一）栗原青野線 地藏橋 応急本工事（その 3）
- ・公共 一般国道改築（地域連携推進）（国補正）（翌債）（仮称）濃飛 3 号橋（P 5－P 7 間）床版工事
- ・公共 社会資本整備総合交付金（道路改築）（翌債）国道 248 号道路改良工事
- ・公共 道路メンテナンス補助（橋梁補修）（国補正）（翌債）工事
- ・岐阜県福祉友愛プール温水ヒーター更新工事
- ・県営ため池等整備事業 大替戸地区 大替戸ため池工事
- ・公共 復旧治山（ゼロ国）樋口地区工事

5. 議事要旨

（1）県発注建設工事、資格停止の運用状況等について

（委員）

入札参加資格停止等の運用状況一覧表を見ると 6 社が資格停止となっているが、この 6 社という数字が多いのか少ないのかを教えてください。

（事務局）

入札参加資格停止措置となった会社は 6 社ですが、発生した事案としては 2 件です。この数が多いか、ということについては、例年並みと考えております。しかし、今年に入ってから 3、4 件発生しておりますので、その時々によって増減はあります。

(委員)

落札者となった者がその後、契約を辞退して 3 か月の指名停止になった案件について、業者の事情については考慮しないのでしょうか。物価高騰等でやむを得なく契約を辞退する業者もあるかと思うのですが、その場合も 3 か月の指名停止になるのでしょうか。

(事務局)

物価高騰による対応として、スライド条項の適用があります。そのため、物価高騰を理由とした契約辞退は想定しておりません。

(2) 抽出事案に関する説明・審議について

【公共 道路橋りょう災害復旧費（債務）（一）栗原青野線 地藏橋 災害復旧 応急本工事（その 3）】（大垣土木事務所）

(委員)

指名業者を選定した考え方で、「入札参加資格者名簿において「土木一式」および「解体」の登録がある者の中から地域性を考慮し選定した」との説明でしたが、具体的にはどのような裁量で選んだのですか。

(説明者)

まず、工事箇所の垂井町内の業者を選定、次に同じ不破郡である関ヶ原町内の業者を選定いたしました。その後隣接する大垣市内の業者の中から技術力および工事箇所までの距離等を総合的に考慮して選定いたしました。

(委員)

辞退理由については公表されているのですか。

(説明者)

辞退者については公表しておりますが、それぞれの辞退理由については確認していないため、公表できる情報はございません。

【公共 一般国道改築（地域連携推進）（国補正）（翌債）（仮称）濃飛 3 号橋（P 5－P 7 間）床版工事】（恵那土木事務所）

(委員)

総合評点とは県統一ですか。

(説明者)

県統一です。

(委員)

床版工事というのは技術的に難しいのですか。

(説明者)

難しい工事です。

(委員)

総合評価入札ではなく指名競争入札を選んだ理由は何ですか。

(説明者)

工期の確保できる指名競争入札を選択しました。

(委員)

落札率が 97% というのは通常このくらいなのですか。違和感はありませんか。

(説明者)

違和感はないです。

(委員)

熱中症対策はどのようなことを実施しているのですか。また経費はあるのですか。

(説明者)

熱中症対策としては、水分補給できるようクーラーボックスを常備、作業員休憩所にクーラーを設置する等対策しています。経費は計上しております。

【公共 社会資本整備総合交付金（道路改築）（翌債）国道 248 号道路改良工事】（美濃土木事務所）

(委員)

国道 248 号の 4 車線化について、多治見土木管内はほぼ完了しており、可茂土木管内も一部区間を除き概ね整備が進んでいます。一方、美濃土木管内は進捗が遅れているように見受けられるのですが、全体の完成時期の見通しについて伺いたいです。

(説明者)

可茂土木事務所管内では、現在、国において高架橋整備が進められています。

全線の 4 車線化には関連する区間の整備も必要となることから、現時点では全体の完成時期を具体的に示すことは難しい状況です。

引き続き、国や関係機関と連携しながら、事業の着実な推進に努めていきます。

【公共 道路メンテナンス補助（橋梁補修）（国補正）（翌債）工事】（可茂土木事務所）

(委員)

今回、落札業者以外の低入札業者も落札価格と比較して 140 円以内の近い入札価格となっていますが、落札業者は低入札の理由として、同年度に兼山橋の塗装工事の実績があり、効率的な施工が可能との理由とのことですが、他の応札者も同様の理由なのですか。

(説明者)

確認していないのでわかりませんが、落札業者以外の低入札業者のうち、1 者は過年度に同橋梁で塗装工事を受注しており、落札業者と同様に効率的な施工が可能と判断したのではないかと推察ではありますが考えております。

【岐阜県福祉友愛プール温水ヒーター更新工事】（障害福祉課）

(委員)

原則競争入札を行うべきところ、随意契約を行うには厳しく要件が定められていると思いますが、契約金額 17,600 千円は大きな額であると感じます。

(株)ダイワテクノは施設建築時の機械設備設置に関わっているとのことですが、点検も当該業者が行っているのですか。

(説明者)

そのとおりです。

(委員)

(株)ダイワテクノを選定しなければならない理由を整理しているのですか。

(説明者)

随意契約ができる場合として、地方自治法施行令において「緊急の必要により競争入札に付することができないとき」と規定されており、今回これを適用しました。

(株)ダイワテクノは普段から当該設備の整備点検を行っており、設備を熟知している一方、他の業者に依頼した場合は改めて設備の点検が必要となります。温水ヒーターが2機とも故障した場合は施設の運営を休止しなければならず、早急な更新が必要であったため、当該業者と随意契約を締結しました。

(委員)

整備点検を行う業者が倒産等したときに備えて、2社程度に点検を依頼しておくことは可能なのですか。

(説明者)

点検費用が増加することの適正性についても考慮する必要があります。

(委員)

通常時は温水ヒーター2機が稼働しているのですか。

(説明者)

そのとおりです。

(委員)

今回更新しなかった機器については、2日連続で異常があったようですが、修理して使用しているのですか。

(説明者)

そのとおりです。

(委員)

故障する可能性もあると思うのですが。

(説明者)

現在は2機とも正常に稼働しており、更新していない機器についても耐用年数期間内ではあるため、できるだけ使用する方針です。

(委員)

本来2機で稼働させるべきところを1機で稼働させると、かなりの負荷がかかるため、故障の危機感をもって業者と適切に対応するようにお願いします。

(委員)

温水ヒーターの耐用年数はどのくらいですか。

(説明者)

国の耐用年数表によると約13年です。

(委員)

なぜ約7年で故障してしまったのですか。

(説明者)

業者に確認したところ、毎日営業しているため負荷が大きく、耐用年数より早く劣化が進むことはあり得るとのことでした。

(委員)

1機でも運用できるのですか。また、効果は変わらないのですか。

(説明者)

1機でも運用できますが、基本的には2機で運用し負荷を分散しています。温度設定を行い稼働するため、効果は変わりません。

【県営ため池等整備事業 大替戸地区 大替戸ため池工事】（可茂農林事務所）

(委員)

人材育成型総合評価落札方式とはどのような入札方式ですか。

(説明者)

人材育成型総合評価落札方式とは、公共工事の入札において、地元企業育成のため、企業の人材育成への取組を評価して落札者を決める方式です。

若手技術者の育成など、ぎふ建設人材育成リーディング企業への認定状況を加点評価します。

(委員)

ぎふ建設人材育成リーディング企業とはどのような制度ですか。

(説明者)

人材育成に力を入れる優良企業を評価するための認定制度です。

認定区分は、評価の高い順に、ゴールド、シルバー、ブロンズに認定されております。

現在、400社ほどの登録企業があります。

(委員)

今回の落札業者の人材育成の取組はどうでしたか。

(説明者)

今回の落札業者は、人材育成に関する評価項目では加点を得ておりませんでした。

【公共 復旧治山（ゼロ国）樋口地区工事】（下呂農林事務所）

(委員)

災害が発生してから6年経っていますが、その間は工事を実施していますか。

(説明者)

令和5年度から復旧工事を順次進めております。

令和9年度には完成する予定としています。

(委員)

指名業者は過去に工事にかかわった業者を選定するのですか。

(説明者)

指名業者は、毎年それぞれの予算規模に基づき業者を選定しています。
今回、落札者は前年度と同じ業者となっています。

【全体について】

(委員)

審議案件④について、4 社が 140 円程度の金額差しかないのはおかしくないでしょうか。

(事務局)

9 ページの右上に「失格判断基準価格（税抜）」とありますが、おそらく上位 4 社はこの金額を目指したのではないかと思います。

(委員)

「失格判断基準価格（税抜）」は公表される数字なのでしょうか。

(事務局)

はい、落札者決定後に公表されます。ただし、計算方法はあらかじめ公表しておりますので、おおよその金額は推測できます。そうした中で 4 社は失格判断基準価格に近い金額を狙ってきたのではないかと推測されます。

(委員)

丸ス産業はこの工事以外の箇所も受注していたのですよね。

(事務局)

はい、この橋梁は何分割かにして工事を行っており、丸ス産業は今回の工事以外についても受注していたと思われます。

(委員)

4 社の金額が近すぎるのはあまりにも不自然な気がするのですがどうなのですか。

(事務局)

塗装業界自体、かなり競争が激しく、他の塗装工事でも同様の事案があるようです。

(委員)

入札参加資格が県内全体なのは、塗装会社自体の数が少ないからなのですか。

(事務局)

そうです。例えば土木工事ですと各地域に 15 社以上存在していますが、塗装工事になると各地域で 15 社確保するのは難しいため、範囲を県全域に広げて設定しております。

(事務局)

先ほど委員から、総合評価落札方式における評価点と価格のバランスについて検討が必要ではという意見をいただきました。総合評価落札方式の標準的な評価基準と点数はあらかじめ学識経験者の意見を伺ったうえで設定しております。

そして個別案件ごとに各発注機関が、評価項目の妥当性を検討し、その内容について改めて学識経験者の方に意見を伺ったうえで発注しております。従って評価点と価格のバランスについても十分に審査したうえで運用しておりますので、ご理解いただければと思います。

(委員)

入札前に審査が終わっているということですか。

(事務局)

入札前にこの工事についてはこういう点数で行きますよということを審査していただいています。

(委員)

入札辞退率の関係で、辞退の理由については聞くことになっていないとのことだが今後、理由を聞く必要性があるのではないのでしょうか。

(事務局)

そういったご意見もあると思います。

全社が辞退した入札については次回の入札の参考とするため辞退理由を聞いておりますが、1 者でも入札があり落札者が決定した場合については辞退理由までは確認しておりません。

(委員)

辞退は結構あるのですか。

(事務局)

はい、結構ありますので 1 者や 2 者だけ辞退した入札についても理由を伺っていくとかなり事務的にも負担かと思われます。このため、あえて理由を聞かなければならない場合に限り確認しております。